

申請から交付までの流れ

申請者

豊田市

① 交付申請書の提出

【提出期限】

事業開始日の原則 **1カ月前**までに提出
(4月中に事業を開始する場合などを除く)

【申請期間】※予算上限に達した場合は下記に関わらず終了

◎事業開始日が令和7年4月1日～9月30日

⇒**4月1日～8月31日**

◎事業開始日が10月1日～令和8年3月31日

⇒**9月1日～2月28日**

当補助金のホームページ・交付要綱を確認の
うえ、必要書類の作成をお願いします。

② 交付決定

④ 補助事業の実施

◎交付決定通知後に事業着手すること

◎①で申請した内容に変更(事業内容等)が発生した場合は**変更承認申請書**を必ず提出すること

◎事業及び支払いは令和8年3月31日までに**全て完了**すること

③ 交付決定通知書

⑤ 実績報告書の提出

【提出期限】

事業完了又はすべての支払完了の、いずれか遅い日付から起算して**30日以内**

又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日まで

⑥ 額確定

⑧ 補助金請求書の提出

⑦ 確定通知書

⑨ 補助金交付

給付

提出方法 : 原則として電子申請(市 HP から申請フォームにアクセスできます。)

その他の提出方法については個別にご相談ください。

豊田市では様々な企業支援施策を実施していますので、ぜひご活用ください!

【はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰】
働きやすく働きがいのある職場づくり
に積極的に取り組む事業所の表彰制度



【豊田ものづくりブランド】
豊田市内の中小企業・小規模事業者が
持つ優れた技術・製品の認定制度



【豊田市 SDGs 認証制度】
豊田市内で SDGs 経営に積極的に取組
む事業者の認証制度



豊田市内の中小企業者の皆さまへ

2025 年度版

豊田市人材活躍支援補助金

全業種の中小企業者の皆さまを対象に、以下3つの事業を支援します!

① 人材育成事業

例えばこのようなことに活用できます

- ☑業務で使用する資格・免許の取得のための研修受講
- ☑集団研修の実施

② 人材確保事業

例えばこのようなことに活用できます

- ☑人材確保のみを目的とした HP やパンフレットの作成、改修
- ☑合同就職説明会への参加
- ☑インターンシップの開催

③ 副業人材等活用事業

例えばこのようなことに活用できます

- ☑外部人材の活用に係る仲介手数料
- ☑専用サイト掲載料

【お問合せ先】

豊田市 産業部 産業人材活躍課

(〒471-8501 豊田市西町3-60 西庁舎7階)

電話 0565-34-6774 FAX 0565-35-4317

Email s-jinzai@city.toyota.aichi.jp

ホームページ : <https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/kigyoyuchi/1063649/index.html>

<当補助金 HP の QR コード>



【対象】

- 市内に主たる事業所を置く中小事業者
 - ・市内に住所及び事業所を有する個人
 - ・市内に主たる事業所を置く中小企業及び企業団体
- ※市内に主たる事業所を置く場合でも、市外事業所のみで実施する事業は対象外

【注意事項】

- 事業着手日より前に交付申請を提出すること
- 事業実施日の1カ月前までに交付申請を提出すること
- 補助対象経費は税抜き金額で計算をすること
- 1会計年度における補助金の交付は1申請者につき、各補助事業1回限り
 - ※ただし、同じ年度内であっても異なる事業での申請は可能
- 同一事業に対して、国、県又はその他の機関から補助金等を受けている場合、当補助金は対象外 ※一部例外あり

判断に迷う場合は個別にご連絡ください

【人材育成事業・人材確保事業について】

- ◎補助限度額の引き上げ対象 (20万円⇒40万円)
 - はたらく人がイキイキ輝く事業所表彰において、直近3年度以内にイキイキ大賞、イキイキ優秀賞、ベストフォーカス賞のいずれかを受賞した中小企業者
 - 豊田市SDGs認証制度において、シルバー以上の認証を付与された中小企業者
- ◎補助率の上乗せ対象 (1/2⇒2/3)
 - 建設業、運輸業、郵便業、医療・福祉業、警備業を事業として営む中小企業者が、当該事業に係る補助事業を行う場合

①人材育成事業

補助限度額 20万円 ⇒ **イキイキ事業所** **SDGs認証** 40万円

補助率 1/2 ⇒ **建設業、運輸業、郵便業、医療、福祉、警備業** 2/3

補助対象事業	経営力の強化又は技術力の向上に資すると市長が認めた研修に参加する事業
補助対象外事業	豊田市が主催、共済又は開催費用について負担金などの支払いをしている研修等に参加する事業
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料及び教材費(ただし、市内の事業所に勤務する従業員に係る受講料及び教材費に限る) ・外部講師を招いて社内研修を実施する場合の経費(詳細は豊田市人材活躍支援補助金交付要綱別表第1を参照)

②人材確保事業

補助限度額 20万円 ⇒ **イキイキ事業所** **SDGs認証** 40万円

補助率 1/2 ⇒ **建設業、運輸業、郵便業、医療、福祉、警備業** 2/3

補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 就職支援等の専門事業者が主催する合同就職面接会及びインターンシップなどへ参加する事業 (2) 自社で求職者の就労意欲喚起、スキルアップを図るための見学会、体験会、研修会、インターンシップ等を実施する事業 (3) 人材確保の強化に繋がるツールを作成する事業
対象外経費	豊田市が主催、共催又は開催費用について負担金などの支払いをしている研修等に参加する事業
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会場費(小間料)、運搬費、通訳料、オンライン就職説明会の場合の登録料・参加料等 (2) 講師謝礼、教材費、印刷製本費、会場借上料(備品使用料を含む)、広告宣伝費、通信運搬費 (3) 人材確保のみを目的とした、ホームページの作成・改良、PR動画の作成、パンフレットの新規作成または改正にかかる経費

③副業人材等活用事業

補助限度額 30万円

補助率 1/2

補助対象事業	副業・兼業人材、長期学生インターン、プロボノ人材など、雇用契約によらずに外部人材を活用する事業
補助対象経費	外部人材を仲介する専門事業者への仲介手数料、委託費、コーディネート料、専用サイト掲載料(外部人材に対して支払う報酬、交通費、保険費用等に係る費用を除く)

【よくある質問】

- ・事業開始日とはいつか？
 - ・【人材育成事業】対象となる研修に制限はあるか？
 - ・【人材確保事業】既に作成済みの冊子の追加印刷は補助対象となるか？
- ⇒市HPによくある質問(Q&A)を記載しておりますので、ご確認ください。
- ホームページ：<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/kigyoyuchi/1063649/index.html>